

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和5年11月7日（火） 午後7時20分～午後8時35分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「2023年賃金確定重点要求書」、「2023年 年末一時金要求書」に基づく交渉（1回目）

<交渉内容要旨>

I. 基本的姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 職員の勤務労働条件の決定にあたっては、労使合意に基づくこととの姿勢に変わりはないか。・ 日本国憲法98条が憲法の最高法規性を述べ、99条が公務員の憲法擁護・尊重義務を規定していることを踏まえ、当局の認識を確認する。	<ul style="list-style-type: none">・ 労使合意が基本であると考えており、その姿勢に変わりはない。・ これまでと同様、憲法を遵守する姿勢に変わりはない。

II. 基本賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 人事院勧告についての当局の認識を改めて確認する。・ 組合員のアンケートでは、物価高騰もあり、職員の生活実態は大変苦しいという結果になっている。我々の要求は、アンケート結果や生計費原則に基づいたものであり、人事院勧告だけでは、生活改善にならず、生活改善に向けて、全ての職員の処遇改善が必要であると考えますが、当局の認識を確認する。	<ul style="list-style-type: none">・ 本市ではこれまでから人事院勧告の内容に準じた取り扱いを基本としているが、厳しい財政状況や他の自治体の動向等も踏まえ、本市として判断していく。・ 要求書の内容や組合員から寄せられている声は、切実なものと認識している。 財政状況が厳しいことには変わりはないが、どういった対応ができるか、様々な要素も考慮しつつ、精査したい。

Ⅲ. 非正規職員の処遇改善について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計年度任用職員の報酬について、物価上昇や情勢適応の観点からも、正職員と同様に、4月に遡及すべきであると考えているが、どのように考えているのか。 ・ 地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員についても、勤勉手当を支給すべきである。また、その支給月数は正職員と同じとすべきであると考えているが、どのように考えているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期は翌年度から実施と考えているが、他団体の情報収集も行いながら検討していく。 ・ 他の自治体との均衡や人材確保が困難な職といった課題もあることから、他団体の情報収集も行いながら制度内容を検討する。

Ⅳ. 人員体制について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育現場は人員不足が続いており、なんとかシフトのやりくりをしている状況である。人材の確保のためにも、賃金など処遇の改善や人員体制の見直しなどさらなる努力をしてほしい。 ・ 育休代替について、会計年度任用職員が配置されているが、正職員の労働時間より少ない。安心して、妊娠・出産ができるような体制が必要であり、育休取得者の代替については正職員の配置を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制については、職場からの声を聞き、実態を把握しながら、引き続き検討していく。 ・ 育休を取得しやすい環境整備を図れるよう、職場からの声を聞き、実態を把握しながら、検討していく。